

令和4年12月の消費者契約法等改正について

2023年1月

第210回臨時国会において成立した「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律」（令和4年法律99号。2022年12月10日成立，同年12月16日公布，2023年1月5日施行）による消費者契約法（以下，消契法）および独立行政法人国民生活センター法（以下，国民生活センター法）の改正を受けて，本書第2章および第7章の記述につき，それぞれ下記の通り補足する。

第2章

[本書21～23頁]

5 国民生活センター

(1) 国民生活センターの役割

国民生活センターの目的は，従来は，国民生活センター法3条において，「国民生活の安定及び向上に寄与するため，総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行う」とともに，「重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施し，その利用を容易にすること」とされていた。今回の改正により，同条に「消費者紛争を予防するための活動を支援すること」が国民生活センターの目的として新たに追加されるとともに，従前から規定されていた重要消費者紛争の法による解決の手続を「適正かつ迅速に」実施する旨が追記された（なお，同法23条の2では和解仲介手続，また，同法32条の2では仲裁手続につき，それぞれ適正かつ迅速な審理を実現するために計画的に実施することが義務づけられた）。

(2) 国民生活センターの業務

国民生活センターは，消費者の日々の生活に必要な情報発信を行っているが，従来から消費者紛争の発生を防止するため，消費生活に関する情報を有する地方公共団体等に，情報の提供を依頼することができ（国民生活センター法42条1項），提供された情報の整理・分析を経て，必要と認める場合には，その結果の公表または関係行政機関への通知をするものとされていた（同条2項〔改正後は同条2項前段〕）。今回の改正により，さらに消費者紛争の再発防止等の取組みを働きかけることを目的として，消費者の生命，身体，財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは，紛争当事者である事業者名等も公表できることになった（今回の改正により同条2項後段として追加）。

このほか，適格消費者団体が行う差止関連業務の円滑な実施のために必要な援助（例えば，国民生活センター紛争解決委員会におけるADR情報の提供）を行うことも，国民生活センターの業務として明記された（国民生活センター法10条6号）。

第7章

[本書 105 頁]

③ 困惑類型

3 つけこみ型

「④靈感等による知見を用いて不安をあおる告知」について

消契法 4 条 3 項 8 号^(注)は、いわゆる靈感商法の手口による勧誘に対して消費者に契約締結の意思表示の取消権を付与するものであるところ、改正前は、「当該消費者」に重大な不利益を与える事態が生じる旨を告げて「不安をあおる」という態様の勧誘であることが取消権の成立の要件とされていた。今回の改正によって、当該消費者または「その親族」の生命・身体・財産等に将来重大な不利益が生じ得るとの不安をあおる態様だけでなく、そのような不安を既に抱えていることに「乗じて」勧誘をなす態様に要件が拡張された一方で、その重大な不利益を回避するために「当該消費者契約を締結することが必要不可欠」である旨告げるといふ態様が要求されることとなった。

[本書 110 頁]

⑤ 取消権の行使・効果

①誤認、②困惑、③過量契約を理由とした意思表示の取消権の行使期間は、追認可能時から 1 年または契約締結時から 5 年のいずれか一方の期間が経過するまで（消契 7 条 1 項）であるところ、今回の改正によって、いわゆる靈感商法の手口による勧誘を理由とした取消権（消契 4 条 3 項 8 号^(注)）の行使期間のみ、追認可能時から「3 年」または契約締結時から「10 年」に伸長されることとなった。これは、靈感商法の手口による勧誘態様によって契約を締結した消費者は、しばしばマインドコントロール下に置かれており、その状況から脱却するまでに時間を要すると考えられることを踏まえたものである。なお、今回の改正による時効期間の伸長は、改正法の施行日たる 2023 年 1 月 5 日より前に締結された消費者契約であっても、改正前の規定に定めた時効が完成していないものについては、遡及して適用されることとなる（改正法附則 2 条 2 項）。

(注) 「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律」(令和 4 年法律 59 号)による改正後の条文番号。同改正法の施行日である 2023 年 6 月 1 日より前においては「4 条 3 項 6 号」である。

以上